

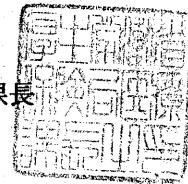
保医発1121第3号

平成24年11月21日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）を別紙のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。



(別紙)

別添1の第2章第1部のB001特定疾患治療管理料の2の(1)のソの次のように加える。

タ 結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫の患者であつて抗悪性腫瘍剤としてエベロリムスを投与しているもの

(参考)

## 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)

### 別添 1

#### 医科診療報酬点数表に関する事項

##### 第 2 章 特掲診療料

###### 第 1 部 医学管理等

###### B 0 0 1 特定疾患治療管理料

###### 2 特定薬剤治療管理料

- (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月 1 回に限り算定する。

ア～ソ 略

タ 結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫の患者であって抗悪性腫瘍剤としてエベロリムスを投与しているもの